

森鷗外「山椒大夫」考(一)

—その本文校訂について—

一

森鷗外の小説「山椒大夫」について考察を加えていく場合、われわれが否応なしに逢着するのは、そこに横たわっているさまざまな問題である。たとえばこの小説が歴史小説か否かといった問題。あるいはその原拠に関する問題。さらにこの小説に対する評価の問題など。これらの問題については、私もかつて「森鷗外と口承文芸」¹や、「森鷗外の『山椒大夫』をめぐる諸問題」²などで私見を述べ、長谷川泉氏からも御教示をいただいたことがある。しかし、なお一層の検討を加えなければならぬ問題が残っている。ここではこれまであまり顧みられることのなかった、本文校訂の問題を取り上げてみようと思う。

現在岩波版の『鷗外全集』が定本視され、角川の『日本近代文学大系』、筑摩版の『森鷗外全集』等もこれを底本としている。しかしそこに問題がない訳ではない。『国文学・解釈と鑑賞』第四四巻第七号（一九七九年六月・至文堂）の「学界寸評(88)」で長谷川泉氏が指摘しているように、全集に頼りすぎるのは危険である。たとえば「山椒大夫」についてであるが、『鷗外全集』（といっても前記の全集とは違って私の手許にあるのは昭和四十六〜四十九年に刊行されたそれであるけれども）の「後記」において、異同を指摘しているのは僅かに次の十箇所に過ぎない。すなわち、

工 藤 茂

旅の人の宿をする——（底）旅の宿をする。初出に従う。

淀はどこまでも 底本になし。初出に従う。

子供の母——（初）子供等の母

お二人づつ分けて進ぜる。——（初）お二人づつ分けて載せて進ぜる。

佐渡は構はぬので、——（初）佐渡が構はぬので、

「いつまでも泣くか」——（初）「いつまで泣くか」

田畑に米麥を——（初）田畑には米麥を

其通にさせなされい。——（初）其通におさせなされい。

二人は午餉を食べながら、——（初）二人は午餉を一しよに食べながら、

寺を逃げてお出。——（初）寺を出て逃げてお出。

これらはいずれも本論の④⑨⑬⑳㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺で所である。しかしこれは、主な異同だけであって、たとえば本論の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺で触れる「母——（初）母親」の相違をはじめ、④④の「山椒大夫——（初）此山椒大夫」、⑤⑤の「二人は——（初）二人の子供は」の相違も、当然ここに掲げられていなければならない箇所である。その他、漢字の相違、送りがなの異同、読点の有無などを加えていくと、初出本文と全集のそれとの間には、全部で五十余箇所及ぶ異同が見受けられた。これが、「山椒大夫」を考察していくにあたって、先ず本文を校訂して

おかなければならない理由の一つである。

なお、全集の「後記」を引用したついでに、もう一つ「後記」の記述の問題点を説明しておきたい。それはここに「森鷗外」の署名で掲載され」と述べられていることである。たしかに「中央公論第三十年一月號目次」には、その「小説及脚本」の部に、「山椒大夫……森鷗外」と印刷されている。ところが本文を見ると、そこには「森林太郎」と印刷されているのである。つまりこれは、「森鷗外」の署名で掲載され」たのではなく、「森林太郎」の署名で掲載され、目次に「森鷗外」と印刷されていたのであった。

さて、この小説は周知のように、大正四年一月一日発行の『中央公論』新年号(第三十年第一号 第三百十三号)に掲載された。その後、大正七年二月十九日に春陽堂から刊行された『高瀬舟』に収められた。この短篇集は、「高瀬舟」「ぢいさんばあさん」「最後の一句」「山椒大夫」「寒山拾得」「魚玄機」「二人の友」「天寵」「餘興」「櫻曾我兄弟」「禰女がた」の九篇の小説と二篇の戯曲から構成されている。著作者名は「森林太郎」。女の性の機微を扱った「魚玄機」を含むこの短篇集は、そのことだけをとってみても、決して子供向けに編まれたものとは言えない。にもかかわらずその本文は、ほぼ総ルビとなっている。おそらく、より多くの読者に便利なように、そのような処置が取られたものであろう。その結果、初出本文との間に次のような相違を招いた。

姉の顔は喜に赫いてゐる。「ほんにさうお思ひのは尤だが、わたしだつてあの人の顔を見るまで、頼まうとは思つてゐなかつたの。ふいと思ひ附いたのだもの。」(八十)章の初出本文

姉の顔は喜に赫あはいてゐる。「ほんにさうお思おもひのは尤もつとだが、わたしだつてあの人の顔を見るまで、頼たのまうとは思つてゐなかつた。姉の顔は喜あはいてゐる。「ほんにさうお思おもひのは尤もつとだが、わたしだつてあの人の顔を見るまで、頼たのまうとは思つてゐなかつた。」

たの。ふいと思おもひ附いたのだもの。」(同章「高瀬舟」所収の本文。○印工藤)

両者を比較してみても分かるように、初出の本文のルビは少なく(この部分はルビがない)、その上、ルビを附した時点において、二箇所(○印)が生じている。岩波の『鷗外全集』はこの「高瀬舟」の本文を底本に使用しているのである。このような事実が私に本文校訂を意図させた理由の第二であった。

さて、校訂の結果、この小説の価値をゆるがすような大きな異同の発見はなかった。しかし、全集を定本とさせるにあたっては、いろいろと考えてみなければならぬ問題が伏在していることを突き止めた。以下(一)章から(十四)章まで、順を追つて検討を加えてみたい。

二

本文を校訂するにあたって、『中央公論』初出の「山椒大夫」を(初)の記号で示し、以下『高瀬舟』所収のものを(高)、『鷗外全集』所収のものを(全)とする。本来ならば、初出のそれを柱として、他のものと校合すべきであろうが、全集(定本としての)の本文を確定したいという目的に沿つて、全集の本文を柱とし、初出の本文と照合した上で、『高瀬舟』所収のそれを添えておくことにする。ただし、ルビの有無だけの相違は、これを省略する。

(一) 章

- ① (全)もうぢきにお宿とどにお著つなさいませす。(初)もうぢきにお宿にお著つなさいませす。(高)は(全)に同じ。(全)著つ ← (高)著つ ← (初)著つ

- ② 全 柵の林に圍まれて (初 柵の林に圍まれて) (高は全に同じ。)
- (全) 柵 → (高) 柵 → (初) 柵) 以下高が全に同じの場合には附記しない。
- ③ 全 河や海をお船で度々渡らなくて (初 河や海をお舟で度々渡らなくて) (高 船 → (初) 舟)
- ④ 全 旅の人の宿をする家 (初 旅の人の宿をする家) (高 旅の宿をする家) (全 旅の人の宿 → 高 旅の宿)
- ⑤ 全 生憎な所で日が暮れますね (初 生憎な所で日が暮れますね) (高 生憎な所で日が暮れますね) (全 生憎な所で日が暮れますね → 高 生憎 → 初 生憎)
- ⑥ 全 あの橋までお出でなさると (初 あの橋までお出でなさると) (全 お出でなさると → 初 お出でなさると)
- ⑦ 全 あなた方がお出なさると (初 あなた方がお出なさると) (高 あなた方がお出なさると) (全 あなた方がお出なさると → 高 方 → 初 方)
- ⑧ 全 ついその柵の森 (初 ついその柵の森) (全 つい → 初 つい)
- 右のように、些細な相違点——たとえばルビの違いなど——まで含めると、(一)章だけでも、三者間に八箇所相違が見られる。そこで①から順に考察していってみよう。
- ①、(初)の「着」は(高)全)ともにすべて「著」に統一されている。おそらく作者の推敲によるものであろう。したがってここには問題がない。
- ②、「柵」の(初)のルビは「ははそ」であったが、(高)全)ではすべて同音の反復記号「>」を使って「は>そ」に統一されている。したがってここにも問題はあまい。
- ③、(初)の「舟」という漢字から受けるイメージよりも、(高)全)の「船」という漢字から受けるイメージが広く、河や海を渡るフネの種類の様々がしのばれて、訂正されたものがよい。
- ④、(高)の「旅の宿」は、その文脈上から考えて、(初)の「旅の人の宿」より曖昧な表現でよくない。おそらく(高)のそれは、作者の推敲によって改悪されたものではなく、「人の」が脱落していたのを、校正の段階で見落してしまったものであろう。そこで(全)は、その

間の事情を考慮に入れて、(初)の本文に従ったものと考えられる。したがってこの(全)の本文はいい。ただし(全)では、数字を除き、ほぼ全文を総ルビで統一しているのであるから、ここでも「ひと」のルビを加えるべきではあるまいか。ちなみに他の箇所を見ると、「若し悪い人に見附られては……」(全) (二)章)のように、「人」という漢字にもちやんとルビがつけられているのであるから。

⑤はルビの問題。「生憎」の読み「あいにく」は、「あやにく」の訛。したがって(高)の「あひにく」は間違い。作者による訂正かどうか不明だが、(全)でとった処置を肯定したい。

⑥は問題のある箇所である。(初)は、「お出なさると」なっているのに、(高)では「お出でなさると」印刷され、(全)もそれに従っている。(初)にはルビが附いていなかったから、(高)のルビを附ける段階でこのように訂正されたものであろうか。ところで、この箇所以降を詳細に検討してみると、(初)(高)全)ともにすべて、「お出なさると」「お出なさると」というふうになり、(初)の表記に従っているのである。したがってここは、全文の統一上、どうしても(初)の「お出なさると」でなくてはいけぬ。

(高)の本文において、この部分は訂正ではなく改悪であった。にもかかわらず(全)は(高)に従っているのである。全集が定本をめざすものであるならば、たとえ底本に(高)を使ったにしても、④の例のように、ここは(初)の表記に従わなければならない。

⑦の「方」は(全)のルビ「がた」が一般の読み方なので、問題はないと考える。

⑧の「ついその」の「つい」は、「終」の意の「つひ」ではなく、「すぐそこ」という意味の「つい」であるから、(初)の表記の方が誤りであって、(全)が(高)において訂正された「つい」に従ったのは、正しい処置であった。

(二) 章

- ⑨ 全 昔の人の目には掟はどこまでも掟である (初 昔の人の目には掟はどこまでも掟である) (高 昔の人の目には掟である) (全 掟はどこまでも掟である)

どこまでも掟である↑(高)掟である↑(初)掟はどこまでも掟である(る)

10 (全)材木の下へ潜つて這入つた (初)材木の下へ潜つて這入つた (高)材木の下へ潜つて這入つた (全)潜つて這入つた↑(高)潜つて這入つた↑(初)潜つて這入つた 漢字「潜」と「潜」とは同じ漢字で、字体が異なるだけであるから、以下、字体の相違だけの場合は取り上げない。

11 (全)女中にそれを親子の前に出して置いて云つた (初)女中はそれを親子の前に出して置いて云つた (高)女中はそれを親子の前に出して置いて云つた (全)女中は↑(高)女中は↑(初)女中は)

12 (全)此材木の蔭へ人の這入つて来る足音がした (初)此材木の蔭へ人の這入つて来る足音がした (高)此材木の蔭へ人の這入つて来る足音がした (全)這入つて↑(高)這入つて↑(初)這入つて)

13 (全)這入つて来たのは四十歳ばかりの男 (初)這入つて来たのは四十歳ばかりの男 (高)這入つて来たのは四十歳ばかりの男 (全)這入つて↑(高)這入つて↑(初)這入つて)

14 (全)親子の潜んでゐる處へ進み寄つた (初)親子の潜んでゐる處へ進み寄つた (高)親子の潜んでゐる處へ進み寄つた (全)潜んでゐる處へ↑(高)潜んでゐる處へ↑(初)潜んでゐる處へ)

15 (全)わしは山岡大夫と云ふ船乗ぢや (初)わしは山岡大夫と云ふ船乗ぢや (全)大夫↑(初)大夫) 以下、「大」と「太」の相違だけの場合には附記せず。

16 (全)氣の毒なは旅人ぢや (初)氣の毒なは旅人ぢや (全)氣の毒なは↑(初)氣の毒なは) (高)氣の毒なは)

17 (全)芋粥でも進ませませう (初)芋粥でも進ませませう (高)芋粥でも進ませませう (全)芋粥↑(高)芋粥↑(初)芋粥)

18 (全)子供の母はつくづく聞いてゐるが (全)子供の母↑(初)子供の母) (初)子供の母はつくづく聞いてゐるが (全)子供の母↑(初)子供の母)

19 (全)難有い志に感ぜずにはゐられなかつた (初)難有い志に感ぜずにはゐられなかつた (全)ゐられなかつた↑(初)ゐられなかつた)

20 (全)それが氣掛かりでございませう (初)それが氣掛かりでございませう (高)それが氣掛かりでございませう (全)氣掛かりでは↑(初)氣掛かりでは)

21 (全)こんな事を申すのはいかがと存じませう (初)こんな事を申すのはいかがとは存じませう (全)いかがと↑(初)いかがとは)

22 (全)山岡大夫の落ち着いた (初)山岡大夫の落ち着いた (全)大夫・著↑(初)大夫・着)

右に示したように、この章には全部で十四箇所の異同が存在する。その内容は、脱落の認められるもの五、ルビの相違四、漢字の相違三、誤植二である。脱落の認められるものうち⑨は、(高)ではその意味が曖昧であるから、おそらく「山椒大夫」を(高)に入れる段階で生じた脱落であろう。したがって(全)が(初)に従つたのはよい。だが、その際、前章においても指摘しておいたように、やはり「掟」にはルビを附すべきである。⑩は山岡大夫の語る会話の部分である。ここから(高)や(全)のように助詞「の」を取り去ると、(初)における散文的な文体が、会話の文として生き生きとしたものとなる。おそらくは(高)の校正の段階で、作者の手が加わつたものであろう。⑪は問題の残る箇所である。ここも(高)の印刷の過程で、何らかの変更が加えられたところであろうが、ここで敢えて「等」を削除しなければならぬ必然性は認められない。なぜならば、前章の最後の方の「子供等の母は一人離れて」の部分も、また、次の章の「子供等の母は最初に宿を借ることを許してから」の部分も改訂がなされないままなのだから。しかも、文脈上からも「等」がうつつとうしく目ざわりに感じられる部分ではなく、むしろ、そのあつた方が自然に感じられるのだから。それゆゑここは、作者の校正によつて削除されたものであるかどうか、いささか疑わしい部分である。

さて次の⑳における副助詞「は」は、(初)㉑ともに脱落が認められないので、明らかに㉒における脱落、つまり印刷上の誤りと考えられる。最後の㉑の場合は、(高)㉒ともに「は」が脱落しているので何とも言えないが、「いかか」というのは「こんな事を申す」という自分の行為に対する判断の主題で、それを提示する際には副助詞「は」を添えて「くとは」と使うのが一般であるから、むしろ「は」があつた方が少なくとも文章上は自然である。(ただし作者の推敲による削除であれば、問題は自ら別のものとなるう。)

その次に多いのがルビの相違である。㉑の「くゞ」(全)㉒(初)㉑と「くぐ」(初)㉑とは、前章の㉑において述べたように問題はない。問題になるのは㉑㉒の「這入」のルビである。歴史かなづかいでは「はひる」が正しいから、㉒は(高)のルビの誤りを正したもので、一見、問題がないかに見える。確かにこれらの箇所には問題はなからう。ただ問題になるのは、このルビが(全)の本文で不統一になつてゐることである。たとえば㉑のすぐ後にある「奥深く潜つて這入ると」「一番隅へ這入つて」のルビ「はい」は、(高)のそれと同じで訂正されてゐない。どうしてこのような不完全な訂正になつたのか、理解に苦しむところである。やはりある部分を訂正したならば、他の部分も統一して訂正すべきではあるまいか。

次の㉑の「芋粥」は、連濁によつて「いもがゆ」と読まれるのが通例であるから、㉒はこれに従つて(高)のルビを直したもので、大きな問題はない。

その第三は漢字の相違についてである。㉑の「潜」と「潜」の相違に関してはその部分で触れておいたので省略して、㉑の「處」と「奥」の相違について述べておこう。(初)の「奥」が作者の推敲によつて(高)以降「處」に変わったとは、私には必ずしも考えられない。ここは親子が「奥深く潜つて這入」つたところであり、「親子の潜んでゐる」ところなのである。山岡大夫は此木材の蔭に這入り、さらに親子の潜んでい

るところに進み寄るのである。したがつてここは「奥」でよく、敢えてこれを「處」に変える必然性は認められない。(高)の校正の過程において作者が朱を入れたのであれば別だが、そうでなければ「奥」を「處」と見誤つて活字が組まれたとも考えられる。なぜならば両者の活字は、一見その姿が非常によく似ているのだから。

さて次の㉑は、(初)が「大夫」「大夫」の両者を不統一に使つてゐるので、それを統一してゐる(全)㉒に問題はあるまい。(㉑)の異同については既に述べたので省略する。

最後は誤植の問題である。㉑の(全)の「女中に」の「に」は、(初)㉑に照らしても、また、文脈上から考えても明らかに誤植である。当然「女中は」と訂正されるべき箇所である。また㉑は、(初)の誤植であることがはっきりしているから、(全)に問題はない。

(三) 章

- ㉑ (全)船頭は山岡大夫で (初)船頭は山岡大夫で (高)船頭は山岡大夫で
- ㉒ (全)宿を借りに住つた。(初)宿を借りに住つた。(高)宿を借りに住つた。
- ㉓ (全)街道を南へ這入つた (初)街道を南へ這入つた (高)街道を南へ這入つた
- ㉔ (全)遠國の事を知つてゐる (初)遠國の事も知つてゐる (高)遠國の事も知つてゐる (初)事も (高)事も
- ㉕ (全)旅人は横穴に這入つて (初)旅人は横穴に這入つて (高)旅人は横穴に這入つて
- ㉖ (全)西國へ往く舟に乗り換へさせる (初)西國へ往く舟に換り乗へさせる (高)乗り換へ (初)換り乗へ)
- ㉗ (全)著に著けば宿の主人に (初)著に著けば宿の主人に (高)著に著けば宿の主人に (初)著に著けば宿の主人に (高)著に著けば宿の主人に)

この章には以上七箇所の異同がある。このうち、②⑦および⑨の相違については、既に考察を加えてきているので、ここでは触れない。また③は⑥の、④⑧は①のそれぞれのミスプリントであることが瞭然としているから、この箇所についても説明する必要はあるまい。ただし②で「舟」という漢字を用いている点について、いささか私見を述べておく必要があるかと思う。(一)章の③において言及したように、①の「舟」は⑥⑧において「船」の漢字に訂正されていた。その当否については、(一)章において既に述べておいた。私は次の二つの理由から、これも「船」の字に統一すべきではないかと考える。その第一は、⑥を定本としてその本文を確定する場合には、用字が理由もなく不統一であるのは好ましくないこと。第二は、(一)章の③の改訂のほか、本文に用いられている「船頭」「船路」「船乗」などの語句が、いずれも「船」の字に限定されて用いられていること。

さて、次はこの章でただ一つ問題として残った②の箇所である。これは、主人が船乗りであつて見れば、他の人々と違って、旅の経験も豊富であり、他人の知らない様々なことは勿論のこと、遠い国のこともまたよく知っているだろう、と解釈できることである。この文脈に沿って考える時、この部分に使用される助詞は、⑥の「を」よりも①⑧両者に用いられている「も」の方がより適切である。⑥の改訂はおそらく作者の関知しないところで、行なわれたものであろう。

(四) 章

③⑩ 佐渡の二郎で六貫文に ①佐渡の二郎で、六貫文に(⑥で六

③⑪ 船頭の顔を冷かに見較べた ①船頭の顔を冷かに見較べた

(⑥冷かに) ①冷かに) 以下①にルビがなく⑥⑧両者におけるルビの相違だけの場合には、①の本文は引用しない。

③⑫ 全お客様が御窮屈でないやうに ①お客様が御窮屈でないやうに(全御窮屈) ①御窮屈

③⑬ 全お二人づつ分けて進ぜる ①お二人づつ分けて載せて進ぜる(全分けて) ①分けて載せて

③⑭ 全どれも西國への便船ぢや ①どれも西國への便船ぢや(全西國) ①西國

③⑮ 全同じ港に著く ①同じ港に著く(全著く) ①著く

③⑯ 全著くは同じ彼岸と ①著くは同じ彼岸と(全著く) ①著く

③⑰ 全お父様の下さった護刀を ①お父様の下さった護刀を(全お父様) ①お父様

③⑱ 全佐渡は構はぬので ①佐渡が構はぬので(全佐渡は) ①佐渡が

③⑲ 全あのお嬢様、若様に別れて ①あのお嬢様、若様に別れて(全お嬢様) ①お嬢様

④① 全「こら」と云つて船頭は ①「こら」と云つて船頭は(全船頭は) ①船頭は

右に見られるようにこの章には、ルビの相違四、漢字の相違三(そのうち④①の「般」は明らかな誤植)、読点の相違、削除、送りがないの相違、助詞の相違各一、の計十一箇所の異同が見られる。

ルビの相違のうち①⑪は、既に述べておいた理由によつて、問題は無い。③⑫のルビ「せいこく」は、⑥の他の部分が「さいこく」に統一されているので、明らかに誤植である。③⑬と③⑰の字音かなづかいには、⑥⑧両様のかなづかいがあつて、どちらが正しいとも言えない。したがつて、より一般的なかなづかいに従つて訂正されている(全)でよからう。

次に多いのが漢字の相違である。しかし、これらについては既に触れているので省略する。その他の相違については、一つ一つ私見を述べておかなければなるまい。

③⑩は、「此男は佐渡の二郎で六貫文に附けたのである。」と続けた④⑤の文よりも「……佐渡の二郎で、……。」と、ここで読点を附して小休止した①の文の方が、私にはその意味がより明確になっていいのではないかと思われる。③⑩では、①の「載せて」を削除した④⑤の本文の方が、文全体もすつきりするし、また、意味も不明瞭にならないのでいい。③⑩は結論から言えば、④⑤の本文が改悪であった。なぜならば、④⑤の他の部分のそれが殆んど①に従って「お父う様」となっている上に、「お母あ様」の場合にも「あ」の送りがなが附されているのだから。これはおそらく、④⑤に収めるに際して附したルビがその原因になって、改悪されたものである。最後の③⑩の助詞の相違は、判断に苦しむところである。この部分は、「姥竹は……(聲を)掛けてゐたが、……(脚に)纏った。」という主語と述語からなる一文の中の、「(脚に)纏った」という述語を修飾する従属句を構成しているところで、従属句の中の主語を示す場合には、「佐渡が」と格助詞「が」を使用するのが一般である。これが④⑤に入れられた段階で副助詞「は」に直されたとすれば、一つには他の人とは違う人買い佐渡の態度の非情さを強調するため、もう一つにはすぐ上に使われている接続助詞「が」とその音が重なって耳ざわりなために、の二つの理由が考えられる。しかしその部分を素直に読んだかぎりにおいて、私には、その必然性が認められなかった。作者の校正の際の変更であればなんとも言えないが、ここはむしろ①に従った方がいいのではなからうか。①の本文には作者個々の文体がごく自然に現われるのが普通なのだから。

(五) 章

- ④① 全母と一しよにする (初母親と一しよにする) 全母↑初母親
④② 全いつまでも泣くか (初いつまで泣くか) 全いつまでも↑初いつまで)

④③ 全田畑に米麥を植ゑさせ (初田畑には米麥を植ゑさせ) 全田畑に↑初田畑には)

④④ 全山椒大夫が所へ (初山椒大夫が所へ) 全山椒大夫↑所此山椒大夫)

この章には全部で四箇所の相違が見られる。その内訳は④①において削除された部分が三箇所、挿入された部分が一箇所である。なお、④①④②間には異同が見られなかった。

さて、④①の「母」「母親」の本文中における使用例を見ると、(初④①)とも、必ずしも統一した使い方がなされていない。このような場合には、④①が定本を目ざすものであつても、これを勝手に統一すべきではなく、作者の表記法を尊重すべきであろう。ただ、(一)章の姉娘の心理描写の部分には、「母親」ではなく「母」が使われている。④①の当該箇所も姉弟の心理描写の部分である。あるいはそういった意味において、ここは①の「母親」よりも④①の「母」が適切であろうか、と考えられるところである。

④②は①の本文に助詞「も」が挿入された部分である。「も」は複雑な意味を持つ副助詞(係助詞)であるけれども、ここは強意に使われたものと考えられる。「泣くか」の「か」は疑問ととるよりも反語、禁止の意に近いそれと考えた方が文脈上からは妥当で、その意味を一層明確にし、「いつまでも泣くな」という意味を会話の裏に読み取らせるために、「も」の挿入がなされたようである。

④③の改訂は疑問を覚えるところである。この部分の直後は、「山では獵をさせ、海では漁をさせ……」と表現されている。「田畑」はこれらと対応するところである。それゆえ、④①の「田畑」よりも①の「田畑には」の方がいい。ここは④①の本文において改訂されたところなので、あるいはその折りに脱落したのであろうか。あるいは校正の時に作者によつて直されたものであろうか。そうだとすればその直前つまりこの文の冒頭の部分が「ここには……」となつていて、それと重な

る表現を避けるために、このように改訂されたものかもしれない。

④④は連体詞「此」が削除されていない①の本文がいい。というのはこの部分の直前の一文が山椒大夫のことを説明しており、それを「此」という指示語で受けて「此山椒大夫」と表現している箇所なのだから。

(六) 章

④⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

はむしろ読点があつた方がよからう。次に漢字の相違についてであるが、これは①に使われている「厦」「廣」が正字で、⑥⑦のそれは俗字であるから、①がいい。ただしどちらも字型の相違だけで、その意味に変わりはないので、以後この相違には触れない。

④⑥は敬意を示す接頭語の「お」が省略されたところである。三郎が自分の父親に意見を述べている会話の文なので、「お」は不必要であるとして省かれたものであろうか。しかし一般に、「お」は下の「なさ」という尊敬の補助動詞と呼応して用いられている。この部分も下に「させなされい」と「なさ」るが使用されていて、しかも⑥では「お」は省略されいながら、「なさ」るは省かれていない。⑦における作者の推敲の結果が判然としないので何とも言えないが、私には①に従った方が自然だと思われる。④⑦については、⑧の誤植であることが一目瞭然なので、⑥に問題はない。

④⑧はどちらを採つたらいいのか、判断に迷うところである。ただ、この部分の直前を検討してみると、「新参小屋」という語が二回使用されてお、それを連体詞の「此」が受けて下の語を限定しているところである。とすれば、ここはやはり「屋」よりも「新参小屋」の小屋を採つた方がよくはないか。ちなみに本文を検討してみると、(七)(八)章では殆んど「屋」ではなく「小屋」が用いられている。

(七) 章

④⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

それでは↑①初それで)

⑤③ ④二人は午餉ひるめしを食たべながら ①二人は午餉を一しよに食たべながら (④食たべながら↑①初一しよに食たべながら)

この章には、ルビの脱落④、漢字の相違⑤、読点の脱落⑤、助詞の挿入②、語句の削除③の五つの異同が見られる。これらのうち、⑤の漢字の相違については既に触れているので、他の四箇所について私見を述べておこう。

「山椒大夫」の本文は、⑥において総ルビになった。ただし、数字には原則としてルビが見られない。ところがこの章の④の前後だけには、どういう訳かルビがふられていて、つまり④が底本とした⑥のルビの附け方は、不統一なのである。それを④が踏襲しているので、④も不統一なルビの附け方になってしまった。しかし④が⑥を底本としている限り、ルビに関しては少なくともそれが間違いである場合を除いて、⑥のそれを踏襲すべきであろう。それゆえ、④の④の本文は、ルビの脱落と考えて差支えがない。

⑤①の読点の置き方は、それをこの章に到るまでの本文の用例に照らして考える時、④①どちらでもいいように考えられる。ただ、このような場合には、やはり①のそれを尊重すべきではあるまいか。

⑤②に関しては①よりも④の本文の方が意味を正確に伝えている。①のように「それで」だけの場合には、「それ」が直前の「杓」を受けて、「杓」で汐が汲めないという意味に取られかねない。ところが、副助詞の「は」を添えて「それでは」とすると、他の人の汐の汲み方と區別して、安寿の汐の汲み方では汐が汲めないという意味が明確になつて、作者の表現意図が正しく伝わってくる。

⑤③は、「二人は」という語が暗に「一しよに」「午餉」をしていることを示しているから、④の本文の方が簡潔な表現になつていい。

(八) 章

⑤④ ④三の木戸きどに小屋こやを掛けさせて ①三の木戸に小屋に掛けさせて (④小屋を↑①初小屋に)

⑤⑤ ④二人は父母ふぼの事を言いふ度に (④二人は↑①初二人の子供は)

⑤⑥ ④遠い旅とほが出来ない (④遠い旅は出来ない(④旅が↑①初旅は)

⑤⑦ ④お父様おとうさまにお目めに掛かかつて (④お父様にお目に掛かつて ⑥お父様にお目に掛かつて (⑥お父様↑①初お父様) ⑦お父様↑①初お父様)

⑤⑧ ④佐渡さどへお母様おははさまのお迎むかひに (④佐渡へお母様のお迎に(④お母様↑①初お母様)

⑤⑨ ④生憎あひだくこの安壽あんじゆの詞ことばであつた (④生憎この安壽の詞であつた (④生憎↑①初生憎)

この章では以上の七箇所になんらかの異同が見られるが、そのうち⑤④は明らかに①の誤植であり、⑤⑦⑧は既述——(四)章の③⑦——の理由でそれぞれ「お父様」「お母様」がいいし、⑤⑨のルビはかなづかいの正しい④のそれに従うべきであり、⑥⑩のルビも既述——(一)章の②——の理由で④のそれでいい。したがって、これらには問題があるまい。問題になるのは、⑤⑤と⑤⑥である。⑤⑤で「二人の子供は」が「二人は」に直つた原因を考えてみると二つしかない。その一つは⑥に収める際に脱落したこと。もう一つは作者の推敲になること。ここは次のような理由から後者と考えて、④の本文に従いたい。この章には「二人の子供」「二人」の両者が使用されていて、必ずしも当該箇所を前記のように改める必要は認められないが、しかしその二行前に「二人の子供」の語が使われており、ここでも同じ語が繰り返して用いられると、いささか繁雑になつて目ざわりになる。作者はそのことに気づい

て、(四)の校正の段階で推敲したものであろう。最後の(五)については、「遠い旅」がこの文の主語ではなく、従属句の主語にしかすぎないことから、(四)章の(三)において述べておいた理由によって、(全)の本文に従いたい。

(九) 章

⑥1 (全)併しこゝの年の始めは (全)始め↑ (初)始

⑥2 (全)落着を與へるらしく (初)落着を與へるらしく (全)落着↑ (初)落着

この章の異同は少なく、以上の二箇所だけである。「山椒大夫」の本文の送りがなは少なく、体言の場合には送りがなを表記しない方が多い。したがって⑥1の送りがなは、それを送らない(初)の本文の方がいいのではあるまいか。⑥2の漢字の相違については、既に述べた。

(十) 章

⑥3 (全)訝しがつて (初)訝かしがつて (全)訝し↑ (初)訝かし

⑥4 (全)二郎は物を言はずに (初)二郎は物を言はずに (全)言はず↑ (初)言はず

⑥5 (全)と繰り返して言つてゐる (初)と、繰り返して言つてゐる (全)と繰り↑ (初)と、繰り

⑥6 (全)さうお思ひのは尤もだが (初)さうお思ひのは尤もだが (全)お思ひ・尤も↑ (初)お思・尤も

この章には送りがなの相違三箇所、誤植、読点の相違各一箇所の五箇所の相違が見られる。このうち、⑥4は(初)の誤植であることが明らかなので、(全)の本文に問題はない。送りがなの三箇所の相違のうち⑥3は、

前章の⑥1で述べたような理由で、送りがなの減っている(全)の本文がよからう。また、⑥6の二箇所については、同じ理由から(初)の本文を採りたい。残る⑥5は、(初)を重視しようとする立場から見ると、(初)の読点を打った本文に従わなければならないのだが、(註)(7)に列挙した用例に依拠する限り、(全)に従わざるを得ない。

(十一) 章

⑥7 (全)背に籠を負ひ腰に鎌を挿して (初)背に籠を負ひ、腰に鎌を挿して (全)負ひ腰↑ (初)負ひ、腰 (全)の「挿」と(初)の「挿」とは字型の違いだけで同義であるからここでは触れない。

⑥8 (全)島からお連申した上で (初)島かちお連申した上で (全)島から↑ (初)島かち

⑥9 (全)寺を逃げてお出 (初)寺を出て逃げてお出 (全)逃げて↑ (初)出て逃げて

この章は比較的長い章であるが、異同は以上の三箇所しか存在しない。⑥7は連用形の中立法が用いられている部分で、上下の文節は対等の関係にあり、(初)のようにここに読点が置かれても不自然ではない。だが、一行にも満たない短い文に読点を三箇所も打つと、文が切れ切れになるので、(全)の本文ではこの読点が省かれたのであろうか。そう考えるよりも、私にはむしろこれは、(四)に収めるに際して読点が脱落してしまつたように思われてならない。なぜならば、ここに読点があつた方が、読点間の長さが均一化されて、見た目に快いから。それゆえここは、(初)の本文を採りたいところである。⑥8は(初)の誤植が明らかであるから、(全)の本文に従うべきである。⑥9の安寿の会話は、かくまわれた寺から出て、逃げておいで、という意味であるから、(全)の本文では意味が不明確である。ここはどうしても(初)の本文でなくてはならない。

(十二) 章

⑦⑩ 全 律師は偏衫一つ身に纏つて (高) 律師は偏衫一つ身に纏つて (全身) (高身)

⑦⑪ 全 律師は徐かに口を開いた (初) 律師は徐かに口を開いた (高) 律師は徐かに口を開いた (全) 徐かに (高) 徐かに (初) 徐かに

⑦⑫ 全 十二三の小わつばぢやあらう (初) 十二三の小わつばぢやあらう (高) 十二三の小わつばぢやあらう (全) ぢやあらう (高) ぢやあらう (初) ぢやあらう

⑦⑬ 全 やうく落ち着いて (初) やうく落ち着いて (全) 着 (初) 着 (初) ぢやあらう

⑦⑭ 全 鴉が二三羽又驚いて飛び立つた (初) 鴉が二三羽又驚いて飛び立つた (全) 羽又 (初) 羽、又

右に掲げたように、この章にも五箇所の異同が存する。⑦⑩の「身」の読み方は、この場合「み」が普通であろうから、⑩のルビがいい。

⑦⑪は⑩を底本にした⑩が、ここではどうして⑦に従ったのか不明であるが、(もつとも他にも⑩に従わず⑦に依つたものもあるけれども) これまでに述べてきたような理由で、⑩の送りがなを採りたい。⑦⑫は⑩の表記が一般であろう。⑦⑬は既出。⑦⑭は⑩(初)どちらでもよさそうである。しかし、⑩が作者の推敲であるならば別だが、そうでなければここで少し間を持たせた⑦の本文に従いたい。その方が前章の⑥⑦で述べた私見と合致するので。

(十三) 章

⑦⑮ 全 三衣を着た厨子王が (初) 三衣を着た厨子王が (高) 三衣を着た厨子王が (全) 着 (初) 着

⑦⑯ 全 守本尊は此地藏様で (初) 守本尊は、此地藏様で (全) は此 (初) は、此

⑦⑰ 全 仙洞がまだ御位に (高) 仙洞がまだ御位に (全) 仙洞 (高) 仙洞

この章には以上のように三箇所の相違がある。このうち⑦⑰は、これまで述べてきた私見に従つて⑦の本文を採ればいいのだが、ここで疑問を感じるののは⑦⑱の⑩の本文の依拠の仕方である。せつかくこれまで⑦の「着」を「著」に統一した⑩の本文に従つて「著」の字を採用してきた⑩が、なぜここで再び⑦の本文に依拠して「着」の字を使用しなければならなかったのか。「著」にはもちろん「衣を着る」の意もあるのだから、ここで「著」を捨てて「着」は採る必然性は微塵もない。このような用字の不統一こそ、⑩では戒められなければならない。残つた⑦⑰のルビの相違は、⑩の読みが正しいので問題は無い。

(十四) 章

⑦⑲ 全 仙洞に傳いてある養女で (高) 仙洞に傳いてある養女で (全) 仙洞 (高) 仙洞

⑦⑳ 全 秋の除目に正道は (初) 秋の除目に、正道は (全) に正 (初) に、正

⑧① 全 椽を置いて治めさせる (初) 椽を置いて治めさせる (全) 椽 (初) 椽

⑧② 全 自分が捜し歩かぬのを神佛が憎んで (初) 自分が捜し歩かぬのを、神佛が憎んで (全) を神 (初) を、神

最終章のこの章にも、ルビの相違二、読点の省略二の計四箇所の異同があった。⑦⑲と⑧⑰はそれぞれ⑩の読み、字音かなづかいが正しく、⑩のルビに従うのがいい。⑦⑲⑧⑱では、⑦に打たれていた読点がいずれも⑩の本文においては省略されている。⑧(初)いづれがいいのか判断に迷うところであるが、これまで述べてきた私見に従つて、私は⑦の本文を採りたい。なお、本文の末尾に⑦と⑧では「終」の印刷があり、⑩では省かれている。これは本文の異同ではないので、番号を附して

掲げることしなかつた。

三

「山椒大夫」研究の基礎的考察として、本文の校合を行ない、それに私見を加えてきた。校正の段階における作者の推敲の有無が不明なために、随分と推論の多いものとなつた。今だに二三箇所迷いの生じているところもある。しかしここで、一応の結着はつけておかなければなるまい。そこで本文確定の試案を附した校訂一覧を、この稿の最後に掲げておく。

なお、異同の箇所を統計的に整理してみると、次のようになる。

- 一、ルビの相違（かなづかいの相違、ルビの有無を含む）……………20
- 二、漢字の相違……………13
- 三、語句の加除……………11
- 四、助詞の相違（その加除を含む）……………11
- 五、句読点の有無……………10
- 六、送りがなの相違……………9
- 七、誤植による相違……………7
- 八、かなづかいの相違（ルビを除く）……………1

「山椒大夫」校訂一覧

③ ② ①	〈番号〉
船作著 (一) 章	③
船作著	④
舟作着	⑦
船作著	〈試(私)案〉

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
著げば	乗換へ	這入つて	事	這入つた	た。	大夫	大夫・著	大夫・著	氣掛かりで	みられなかつた	子供の母	芋粥	氣の毒なのは	大夫	潜んでゐる處	這入つて	這入つて	女中に	潜つて這入つた	掟である	掟はどこまでも	方	お出でなさる	生憎	旅の人の宿
著げば	乗換へ	這入つて	事	這入つた	た。	大夫	大夫・著	大夫・著	氣掛かりでは	みられなかつた	子供の母	芋粥	氣の毒なのは	大夫	潜んでゐる處	這入つて	這入つて	女中は	潜つて這入つた	掟である	掟はどこまでも	方	お出でなさる	生憎	旅の人の宿
著げば	換り乗へ	這入つて	事	這入つた	た	大夫	大夫・著	大夫・著	氣掛かりでは	みられらかつた	子供等の母	芋粥	氣の毒なのは	大夫	潜んでゐる處	這入つて	這入つて	女中は	潜つて這入つた	掟である	掟はどこまでも	方	お出でなさる	生憎	旅の人の宿
著げば	乗換へ	這入つて	事	這入つた	た。	大夫	大夫・著	大夫・著	氣掛かりでは	みられなかつた	子供の母	芋粥	氣の毒なのは	大夫	潜んでゐる處	這入つて	這入つて	女中は	潜つて這入つた	掟である	掟はどこまでも	方	お生なさる	生憎	旅の人の宿

53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30

(四) 章
 六で、冷かに御窮屈に分けて西國著く著くお父様佐渡はお嬢様船頭
 母 (五) 章
 田畑に山椒大夫
 大夏の奥
 させ籠と鎌を此屋
 (七) 章
 一しよに著けと厨子王
 それでは食べながら

六で、冷かに御窮屈に分けて西國著く著くお父様佐渡はお嬢様船頭
 母 (五) 章
 田畑に山椒大夫
 大夏の奥
 させ籠と鎌を此屋
 一しよに著けと厨子王
 それでは食べながら

六で、冷かに御窮屈に分けて載せて西國著く著くお父様佐渡が お嬢様 船頭
 母親
 田畑には此山椒大夫
 大夏の、奥
 おさせ籠と鎌を此小屋
 一しよに著けと、厨子王
 それで食べながら

六で、冷かに御窮屈に分けて西國著く著くお父様佐渡が お嬢様 船頭
 母 (五) 章
 田畑には此山椒大夫
 大夏の、奥
 おさせ籠と鎌を此小屋
 一しよに著けと、厨子王
 それでは食べながら

75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54

(八) 章
 小屋を二人は旅がお父様お母様生憎父母 (九) 章
 始め落著 (十) 章
 誑し言はずと線お思ひ尤も
 (十一) 章
 負ひ腰島から逃げて (十二) 章
 身徐かにぢやあらう著又
 (十三) 章

小屋を二人は旅がお父様お母様生憎父母 (九) 章
 始め落著 (十) 章
 誑し言はずと線お思ひ尤も
 (十一) 章
 負ひ腰島から逃げて (十二) 章
 身徐かにぢやあらう著又

小屋に二人の子供は旅はお父様お母様生憎父母 (九) 章
 始落著
 誑かし言はずと、線お思ひ尤も
 負ひ、腰島から出て逃げて
 身徐かにぢやあらう著、又

小屋を二人は旅がお父様お母様生憎父母 (九) 章
 始落著
 誑し言はずと線お思ひ尤も
 負ひ、腰島から出て逃げて
 身徐かにぢやあらう著、又

⑧1	を、 神	椽 じょう	に、 正	仙 せん	洞 どう	は、 此	⑦6
⑧0	を、 神	椽 じょう	に、 正	仙 せん	洞 どう	は、 此	⑦7
⑦9	を、 神	椽 じょう	に、 正	仙 せん	洞 どう	は、 此	⑦8
⑦8	を、 神	椽 じょう	に、 正	仙 せん	洞 どう	は、 此	⑦9
(十四) 章							
⑦7	を、 神	椽 じょう	に、 正	仙 せん	洞 どう	は、 此	⑧0
⑦6	を、 神	椽 じょう	に、 正	仙 せん	洞 どう	は、 此	⑧1

〔解説〕

〈番号〉

本論において異同のある箇所にはページの順序に従って附した番号。

〔全〕 『鷗外全集』第十五卷（昭和四八年一月二二日刊・岩波書店）

所収の「山椒大夫」の本文。

〔高〕 短篇集『高瀬舟』（大正七年二月一九日刊・春陽堂）所収の「山椒大夫」の本文。

〔初〕 『中央公論』第三十年第二号（大正四年一月一日発行・中央公論社）所収の「山椒大夫」の本文。

〔試案〕 本論において述べてきた本文確定のための私案。

〔註〕

〔1〕 『別府大学紀要』第一九号（一九七八年一月三二日刊・別府大学会）所載の拙稿。

〔2〕 昭和五十三年十月二十一日、昭和女子大学で行なわれた「日本近代文学会秋季大会」の研究発表。「山椒大夫」について、歴史小説かどうかの問題、原典の問題、評価の問題について発表。その後さらに入手した資料が多く、目下整理中。

〔3〕 このほか同誌には正宗白鳥「何處までも」、上司小剣「兵隊の宿」、谷崎潤一郎「お艶殺し」、坪内逍遙「現代男」、近松秋江「舞鶴心中」、田山花袋「大河のほとり」が掲載されている。また、「此一戦」の作者水野広徳

の「旅順と青島」、「肉弾」の作者桜井忠温の「戦場の運命」なども載っている。

〔4〕 「山椒大夫」は一章、二章とその段落が明記されているわけではなく、段落と段落との間に一本の縦線が引いてあるだけである。今それを便宜的に最初から（一）章、（二）章と表記していく。

〔5〕 『大字典』（講談社）によると「フネ」について次のように説明されている。「舟」、フネ、小フネ。「船」、フネ。また「舟」の項に「関西謂之舟一関東謂之船」とある。したがって両者には大きな相違が見られず、どちらでもよさそうである。ただし「舟」の項に「小フネ」とあるように、「舟」はより小さいフネ、「船」はより大きなフネの印象は避けられない。また「船」は「舟」より複雑なイメージを与える漢字である。それゆえ、目前のフネが実際により小さなフネの場合——たとえば（三）章の冒頭の部分のような場合には、「舟」を用いても不統一な表記にはならない。だが複数の多様なフネ、形のはっきりしない話題のフネなどは、改訂がなければ別であるが、（一）章の③でいったん「舟」を「船」と訂正しているのであるから、それに従って以後も訂正すべきではあるまいか。もともと、作者の意志はあくまで尊重しなければならぬ。

〔6〕 ここはその反対に「此」という指示語が下の語を限定するので、「屋」だけがいいとする考えもあり得よう。〔全〕はあるいはこの考えによって訂正されたものか。しかし私は、やはり〔初〕を尊重したいという態度の表明として、このように考える。

〔7〕 これ以前の、会話を受ける助詞「と」の下の読点の有無は次のようになっている。

（一）章

①と云つて勵まして歩かせようとする。

②と、先に立つてゐた母が指さして子供に言つた。

③と、姉嬢は云つた。

④と云ひさして、

（二）章

⑤と呼ぶ。

⑥と女中が云つて、

⑦と母親が聲を掛けた。

(四) 章

⑧と今一人の船頭が云つて、

⑨と宮崎が叫んで立ち掛ければ、

⑩と佐渡が身構をする。

⑪と、姥竹が主の袖を引く時、

⑫と呼びかはす親子主従は、

⑬と呼ぶばかりである。

⑭と佐渡は後様に蹴つた。

⑮と云つて船頭は臂を差し伸ばしたが、

⑯と、佐渡は髪を掴んで引倒した。

(五) 章

⑰と呼び續けてゐる姉と弟とを載せて、

⑱と二人を打つやうになつた。

⑲と云つて、

(六) 章

(七) 章

⑳と問うた。

以上の例を見ると、問題の箇所同様、会話文と動詞の間にその動詞の主語が置かれる場合に、読点が打たれる場合が多い。けれども、⑥⑦⑧⑨⑩⑭の場合には、同様の構文ながら読点が打たれていない。したがって、読点の附け方は不統一で、当該箇所読点を削除する必然性は考えられない。

(8) ㉑の(十一)章には、「厨子王は訝りながら附いて行く。」とあって、「訝り」ではなく「訝り」の送りがなが送られている。これも㉑で全の送りがなに従う一つの根拠になるであろう。